

Ⅲ 市町村連携

市 町 村 連 携 課

市町村連携課は、①広報普及啓発・保健医療情報の収集解析、②研修・教育、③地域保健医療推進プランの進行管理、④健康危機管理対策、⑤市町村等連絡調整、⑥受動喫煙防止対策を行っている。

① 広報普及啓発・保健医療情報の収集解析

「保健所ねっと」の発行やホームページ等による健康情報の発信を行った。また、圏域の人口動態、保健、医療等のデータを体系的にまとめた「保健医療福祉データ集」を作成し、関係機関に周知した。

② 研修・教育

当保健所及び圏域市の保健師を対象とした研修を実施したほか、医師、保健師及び歯科衛生士等学生の実習生指導、歯科医師の臨床研修などを実施した。

③ 地域保健医療推進プランの進行管理

市・関係機関・関係団体と連携し、地域保健医療推進プランの着実な実施に取り組むとともに、地域保健医療協議会においてプランの進行管理を行った。また、プラン計画期間最終年度としての最終評価を行うとともに、次期プラン策定に向けた議論を行った。

④ 健康危機管理対策

新型コロナウイルス感染症対応の実績を踏まえ、新興感染症発生時の速やかな有事体制への切り替えや体制構築のための人材確保・育成、関係機関との連携等を盛り込んだ「健康危機対処計画（感染症編）」を策定した。

⑤ 市町村等連絡調整

地域保健連絡会を開催し、圏域市との連携を図るとともに、「医療保健政策区市町村包括補助事業」について、市が地域の実情を踏まえたきめ細かな保健サービスに最大限活用できるよう、支援・調整を重ねた。

⑥ 受動喫煙防止対策

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき都民からの苦情及び事業者からの相談対応を行った。また、飲食店の標識掲示確認を行う等、事業者への指導、助言を行った。

1 広報普及啓発

保健衛生知識の普及啓発を図るため、次の事業を実施した。

(1) 健康情報の提供

保健所の情報発信機能強化を図るとともに、地域における保健・医療・福祉に関する情報を幅広く収集し、地域住民等に対して、効果的・効率的に提供するため、健康安全情報誌「保健所ねっと」を発行した。

〔表1－1〕「保健所ねっと」発行状況

発行月	内 容	発行部数
令和5年7月	第1号 ・蚊はたまり水から発生します ・上手な医療のかかり方「かかりつけ医」をもちましょう！ ・自分に適した機能を持つ薬局を選びましょう／STOP！！薬物乱用 ・観賞用植物を誤って食べることによる食中毒に注意しましょう	8,000 部
令和5年9月	第2号 ・「ちゃんとごはん」習慣を身に付けましょう！ ・梅毒増加が止まりません ・お子さんを対象にしたこころの健康教育用の普及啓発ツール「こころとからだのモヤモヤってなんだろう」 ・骨髄バンクドナー登録会のお知らせ	8,000 部
令和6年2月	第3号 ・家庭でできるノロウイルス食中毒対策 ・スギ・ヒノキ花粉の飛散シーズン到来～花粉シーズンを乗り切るための対策 ・3月24日は世界結核予防デー 結核は過去の病気ではありません！ ・植えてはいけない「けし」があります	8,000 部

(2) ホームページ

平成16年4月よりホームページを開設しており、令和5年度は、講演会資料の掲載を始め、「食べもの暦」を計3回、「食品衛生ミニ情報」を計2回、「感染症週報」を毎週掲載するなど、保健衛生情報等の提供を行った。また、ホームページからEメールを利用して保健所に対する意見や質問等も寄せられており、双方向の情報交換手段として活用している。

ホームページアドレス (<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/tamafuchu//index.html>)

(3) 集客施設における保健衛生のPR活動

府中市に所在する東京競馬場及び調布市に所在する京王閣競輪場の協力により、場内の大型スクリーンを使用した保健衛生に関するPR放映を実施した。

内 容	東京競馬場	京王閣競輪場
蚊の発生防止強化月間	6月	
薬物乱用防止啓発	10月	10～11月
梅毒・HIV検査普及啓発	10～11月	10～12月
ピンクリボン運動	10月	
結核予防普及啓発	11月	10月

2 情報公開

東京都では、都政の透明化を一層進めるため、昭和 60 年から公文書開示制度がスタートし、平成 12 年 1 月から「東京都情報公開条例」に基づく、公文書の開示を行っている。平成 29 年 7 月の条例改正により、手数料の見直しが行われたほか、電子申請サービスによる「公文書情報提供サービス」が開始された。

また、平成 29 年 2 月からは、東京都保健所において食品に関する営業許可を取得又は営業届出をした施設の情報を、オープンデータとして東京都公式ホームページにより公表している。

令和 5 年度の当保健所における情報公開利用状況は〔表 2－1〕のとおりである。

〔表 2－1〕 情報公開利用状況

区 分	件 数(※)	内 訳	
公文書開示請求	355	食品衛生関係	45
		診療所等関係	138
		薬事関係	76
		環境衛生関係	94
		その他	2
公文書情報提供サービス	75	食品衛生関係	1
		診療所等関係	19
		薬事関係	4
		環境衛生関係	51
		その他	－
行 政 照 会	291	食品衛生関係	170
		診療所等関係	34
		薬事関係	16
		理容・美容施設関係	13
		その他環境衛生関係	7
		その他	1

(※) 1 項目につき複数の照会案件がかかることがあるため、件数と内訳の総和は必ずしも一致しない。

3 統計調査

保健衛生行政を促進するための企画及び実施上の指針として、また、行政効果を把握する重要な資料として、統計法等に基づき、次の調査を行った。

(1) 人口動態統計

管内の実施状況は〔表3－1〕のとおりである。

〔表3－1〕調査実施状況

調 査 名	目 的	期 日	対 象
人口動態調査	毎月発生している出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届出書から、人口動態事象を数理的に把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。	通年	管内6市

(2) 衛生統計調査

管内の実施状況は〔表3－2〕のとおりである。

〔表3－2〕調査実施状況

調 査 名	目 的	期 日	対 象
医療施設動態調査	医療施設の分布及び整備の実態や診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。 (医療施設静態調査は3年に1回実施)	通年	医療法に基づき、開設・廃止・変更等があった診療所
医療施設静態調査		令和5年 10月1日	管内 全医療施設
患者調査	医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。 (3年に1回実施)	令和5年10月17日～ 20日のうちの1日 (退院の調査期間 は9月中の全日)	管内 43医療施設
受療行動調査	医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。 (3年に1回実施)	令和5年10月中旬の 医療施設ごとに指定 された1日。(患者調 査と同一日)	管内 1医療施設
地域保健・健康増進 事業報告	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を、実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。	年度報	保健所及び 管内6市

(3) 各種統計調査

厚生労働行政の基礎資料とするために、国民保健の実態を調査するもので、管内の実施状況は〔表3－3〕のとおりである。

〔表3-3〕 調査実施状況

調 査 名	目 的	期 日	対 象
国民生活基礎調査	保健、医療、福祉、年金等、国民生活の基礎的事項について、世帯面から総合的に把握し、厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。	令和5年 6月1日	7地区 360世帯
社会保障・人口問題 基本調査(人口移動 調査)	人口移動の動向と要因を明らかにするとともに将来の移動の傾向を見通すための基礎データを得ること、人口ビジョン・総合戦略の検討、地域別将来人口推計の精緻化等に資する基礎資料を作成すること、さらに厚生労働行政に資する基礎資料を得ることを目的とする。	令和5年 7月1日	7地区 249世帯

(4) 北多摩南部保健医療圏保健医療福祉データ集の作成

「事業概要」に掲載していた「健康指標」を独立させ平成 17 年度から作成している。令和 5 年度は、圏域各市の概況や人口動態等は「北多摩南部保健医療圏の概要」、ライフステージに応じた保健対策は「保健医療対策」、心身障害者保健医療福祉や難病、感染症対策等は「地域ケアシステムの充実」として 3 部構成で作成し、当保健所のホームページに掲載した。

4 研修・教育

地域における保健衛生の広域的・専門的・技術的拠点として、保健医療福祉関係者や地域住民を対象に研修・衛生教育・実習生指導等を行い、公衆衛生の向上に努めている。

(1) 研修・実習生等の受入れ

地域の保健医療等を担う人材の育成及び公衆衛生について理解のある保健医療関係者の人材の確保を図るため、大学等の依頼に基づき研修生や学生を受け入れ、保健所の事業説明や公衆衛生活動の実践指導を行った。

〔表4－1〕実習状況

対 象	病 院・学 校	実施 回数	研修・実習 日数	指導人数実 (延)(※)	指 導 内 容 等
歯科医師	多摩総合医療センター ちやいんど中野歯科医院	1	3 日間	2 (6)	保健所歯科保健業務について(講義) 歯科保健事業の見学
医学部学生	東京医科大学	3	3 日間	7 (7)	保健所と関係機関との連携について(講義) 公衆衛生医師の仕事について(講義) 結核対策(講義)、結核検診見学等
保健師学生	杏林大学	4	10 日間	13 (130)	保健所保健師業務について(講義) 保健所事業の見学、電話相談 地域診断等
管理栄養士学生	実践女子大学	4	5 日間	15 (90)	保健所の役割と公衆栄養業務について
	東京家政学院大学	6	5 日間	25 (150)	
歯科衛生士学生	東邦歯科医療専門学校	1	1 日間	32 (32)	保健所各課業務・地域における歯科保健活動について

(※) (延)＝研修・実習日数×指導人数実

(2) 衛生教育

地域住民が保健衛生に関する理解と関心を高め、健康で快適な日常生活が過ごせるよう、保健所では、すべての業務を通じて衛生教育活動を行っている。例えば、営業者に対しては、各種の監視員等による個別監視指導を通じて衛生教育を実施している。さらに、広く地域住民や保健医療福祉関係者等を対象とする講演会や講習会等の集団教育活動を行っている。

〔表4-2〕衛生教育実施状況

区 分	総 数 (※1)	
	回 数	参加人数(延) (※2)
令和4年度	74	3,437
令和5年度	110	5,414
感 染 症	10	760
精 神	1	13
難 病	—	—
栄 養・健 康 増 進	18	1,348
歯 科	6	275
医 事・薬 事	2	147
食 品	60	1,865
環 境	8	734
そ の 他	5	272

(※1) 各課担当が実施する研修や講習会等と重複しているものもある。

(※2) 参加人数には市職員数も含めている。

(3) 市町村等支援研修

地域保健医療推進プランを推進し、圏域の保健医療福祉水準の向上を図るため、人材育成の一つとして市及び圏域内の関係機関職員等に対する専門的かつ技術的な研修を企画・実施している。

また、令和4年度より課題別地域保健医療推進プランで取組んだ、特別支援学校におけるこころの健康教育について、令和5年度では、関係機関と連携・協働の上、地域支援者教職員向けに公開授業として実施した。

〔表4-3〕市町村等支援研修実施状況

実 施 日	対 象 者	参加数	テーマ	内 容 及 び 講 師
8 月 8 日	圏域6市 防災主管課・健康推進課職員、保健所職員	43 名	災害対策	内容:「災害時の2次健康被害の予防を踏まえた災害時保健活動を考えよう! ~ポストコロナ時代の避難所運営ゲーム(HUG)をきっかけに~」 講義・演習・グループワーク 講師:多摩府中保健所 職員
10 月 6 日	圏域6市、保健所保健師の中堅期保健師	10 名	人材育成 (中堅期保健師)	内容:「保健事業の評価を極める! ~PDCAに基づく事業評価の視点から~」 講義・グループワーク 講師:文京学院大学 米澤 純子教授
11 月 29 日 ①(1回目・2回目) 12 月 6 日 ②(3回目) ※②については、公開授業	特別支援学校高等部生徒(知的障害教育部門・肢体不自由教育部門)、教員等 ②は、公開授業参加者(地域支援者・教職員)も含む	① 130 名 ② 129 名	こころの健康教育 (自殺対策)	①内容:「こころとからだのモヤモヤって何だろう? ~なんでもいいから話してみよう! ~」 自殺対策啓発ツールを活用した健康教育 ②内容:公開授業「卒業後の切れ目のない支援体制を目指して ~こころとからだのモヤモヤって何だろう? ~」 「普及啓発ツール作成の経緯と今後の活用に向けて ~学校と地域支援者の連携の実際~」 自殺対策啓発ツールを活用した健康教育 講師:多摩府中保健所 保健師 都立府中けやきの森学園 教員
3 月 1 日	圏域6市、保健所保健師の新任期保健師	20 名	人材育成 (新任期保健師)	内容:「相談するってどういうこと? ~保健師が行う対人支援活動の基本について考える~」 講義・グループワーク 講師:元東京都職員本田浩子保健師

5 地域保健医療推進プラン

(1) 地域保健医療推進プラン

「東京都北多摩南部地域保健医療推進プラン」（以下「プラン」という。）は、北多摩南部保健医療圏（以下「圏域」という。）における総合的な保健医療計画として、平成 16 年 3 月に策定された。

プランは、圏域の様々な保健医療課題に対し、保健所・市・関係機関が取り組むべき施策を掲げ、「東京都保健医療計画」（以下「保健医療計画」という。）や「東京都健康推進プラン 21」等を踏まえ、改定を行ってきた。令和 5 年度は、現行プラン（平成 30 年度～平成 35（令和 5）年度）の取組について最終評価を実施するとともに、保健医療計画等関連計画の改定を踏まえ、次期プラン（令和 6 年度～令和 11 年度）策定に向けた検討を行った（令和 6 年 9 月公表）。なお、プランの位置づけと性格、進行管理については以下のとおりである。

ア 位置づけと性格

保健医療計画等の趣旨を踏まえ、圏域における保健医療の現状と課題を明らかにして取組目標を設定し、保健所、市、医療機関や医師会等の関係機関・団体等が住民参加を促進しながら、連携と協働を図り、圏域の保健医療を総合的に推進していくための包括的かつ社会的な計画である。

イ 進行管理

プランで掲げた取組について、進行管理や評価・検証を行うための指標を圏域独自に設定し、定期的に評価・検証を行う。

(2) 北多摩南部地域保健医療協議会

プランの策定及び進行管理は、地域の行政機関、関係団体、学識経験者及び住民等の代表により構成される「北多摩南部地域保健医療協議会」（以下「協議会」という。）にて協議を行っている。

協議会の前身である「北多摩南部地域保健医療計画推進協議会」は、平成 6 年 11 月、東京都保健医療計画の地域計画である「北多摩南部地域保健医療計画」の推進組織として設置された。その後、地域保健医療計画から、より地域特性を踏まえた地域保健医療推進プランへ移行し、プランの推進を図る組織として、平成 15 年 7 月に「北多摩南部地域保健医療推進協議会」（以下「推進協議会」という。）に改組した。

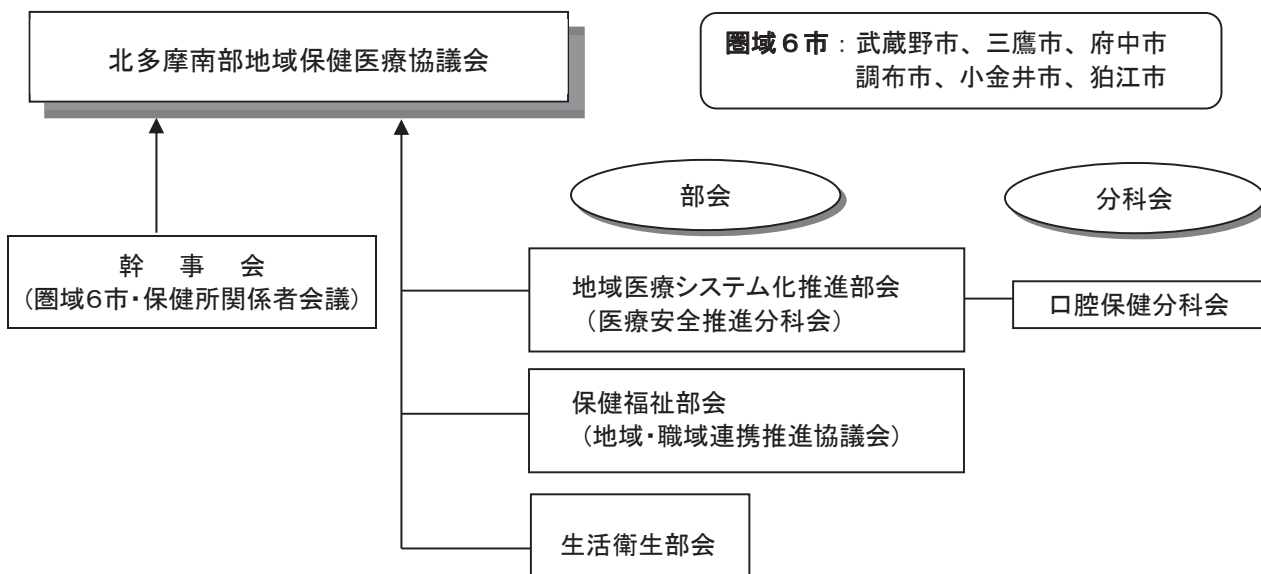
平成 16 年 4 月の都保健所の再編整備にあわせ、推進協議会と都の各保健所が設置する「保健所運営協議会」とを発展的に改組、統合し、現在の協議会に至っている。

会議体系図（40 ページ参照） 委員名簿（114 ページ参照）

〔表5－1〕会議実施状況

会 議 名	開催期間	委員数	出席者数	開催方法	議 事 内 容
北多摩南部地域保健医療協議会	10月18日	38名	35名	WEB 集合 併用	・令和4年度各部会報告について ・北多摩南部地域保健医療推進プラン最終評価について ・北多摩南部地域保健医療推進プランの改定について ・課題別地域保健医療推進プランについて
地域医療システム化 推進部会(医療安全推 進分科会)	3月13日	19名	16名	WEB 集合 併用	・医療連携推進事業について ・医療安全支援対策事業について ・口腔保健分科会報告について ・北多摩南部地域保健医療推進プラン最終評価(案)につ いて ・北多摩南部地域保健医療推進プラン改定骨子(案)につ いて ・健康危機対処計画について ・能登半島地震における対応について
口腔保健分科会	1月17日	18名	16名	WEB 集合 併用	・圏域の歯科保健状況について ・東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」について ・歯周病検診マニュアルの改定について ・北多摩南部地域保健医療推進プランについて
保健福祉部会(地域・ 職域連携推進協議会)	3月8日	15名	14名	WEB 集合 併用	・難病対策 ・感染症対策 ・令和5年度課題別地域保健医療推進プラン 高齢者福祉施設の感染症対応力の向上に向けた地域 づくり ・北多摩南部地域保健医療推進プラン最終評価(案)につ いて ・北多摩南部地域保健医療推進プラン改定骨子(案)につ いて ・能登半島地震における対応について
生活衛生部会	2月21日	12名	11名	WEB 集合 併用	・薬事衛生対策について ・環境衛生対策について ・食品衛生対策について ・保健栄養対策について ・令和5年度課題別地域保健医療推進プラン 大学生及び事業所若手社員等に向けた食育の推進 ～「ちゃんとごはん」習慣で自分の健康を守ろう！～ ・北多摩南部地域保健医療推進プラン最終評価(案)につ いて ・北多摩南部地域保健医療推進プラン改定骨子(案)につ いて ・能登半島地震における対応について

会議体系図（令和5年度）



(3) 課題別地域保健医療推進プラン

地域保健医療推進プランを達成するための具体的な行動計画として、「課題別地域保健医療推進プラン」を策定し、地域保健医療推進プランの着実な推進を図っている。令和5年度は以下の事業を策定し、取り組んだ。

(3)-1 大学生及び事業所若手社員等に向けた食育の推進

～「ちゃんとごはん」習慣で自分の健康を守ろう！～

① 背景

新生活を送る若者は、18歳以上になると親元を離れたたり、交友関係の広がり等により、それまでと生活環境が大きく変化する場合が多い。食生活においても、自炊、外食・中食利用あるいは欠食など選択肢は増えるが、正しい知識を持たないと栄養が偏りやすい。この時期の偏った食事の習慣化は、将来の生活習慣病などのリスクを高めるおそれがあることから、本事業では、若い世代が自らの食事を見直し、より健康に暮らすための知識の啓発及び実践意欲を高めることを目的として、令和4年度及び令和5年度の2か年で実施することとした。

② 事業の目標

【全体目標】

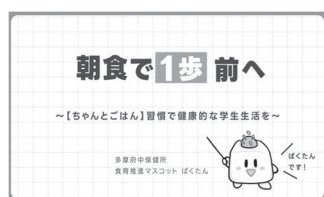
- ・若い世代（学生・若手社会人等）に向けた健康的な食生活の実践を促すための動画を制作する。
- ・動画を通じて若い世代がバランスの良い食事への理解を深め、実践できるよう導くことで、食生活改善を推進する。

③ 事業の内容等

【令和4年度】

ア 栄養・食生活ネットワーク会議の開催（2回）

イ 大学生等若い世代向けの動画制作、普及啓発のためのチラシ及び三角POPの作成



【学生向け動画】



【チラシ】



【三角POP】

【令和5年度】

ア 栄養・食生活ネットワーク会議の開催（3回）

イ 若手社会人向け動画制作及び普及啓発のためのチラシ及び三角POPの作成

ウ 作成した資材を活用した普及啓発

- ・ホームページ、SNS等による普及啓発
- ・令和4年度及び令和5年度に制作した資材を各市健康主管課、管内の大学、給食施設等に配布
- ・株式会社J R中央線コミュニティデザイン及び東京電機大学付属高校との連携によるキャン

ペーンの実施：東小金井駅にて、生徒と一緒にチラシとティッシュを配布するとともに、高校の漫画美術同好会が作成したポスター掲示や放送部による朝食の大切さに関する駅構内アナウンス等を実施

- 管内各市が運用するデジタルサイネージやコミュニティバスにおいてチラシをアレンジしたポスター等の掲示、健康づくり関連イベントでのチラシ配布等により普及啓発



【若手社会人向け動画】



【チラシ】



【三角 POP】



【駅の展示ブース】



【コミュニティバスへの掲示】

④ 評価

栄養・食生活ネットワーク会議では、各分野から選出した委員の食育に係る事例紹介等を通して、現代の若い世代における食生活の現状と課題等を共有するとともに、委員間の連携・協働意欲を高めることができた。

動画は、若い世代に気軽に視聴してもらえるよう、アニメーションの活用やアップテンポな展開にする等、工夫した。

制作した動画視聴アンケートでは、学生向け、若手社会人向けとも、9割以上が「分かりやすい」、「参考になった」との回答があり、動画の案内「チラシ」についても関係者から追加配布希望があり、積極的に活用してもらうことができた。

今後も本事業を通じて得られた、若い世代の「ちゃんとごはん」への理解や取組意識を更に向上させ、行動変容につながるよう、制作した動画などを活用し普及啓発を行っていくと共に、食生活支援に向け、関係機関と連携して取組を進め、住民の生涯にわたる健康の保持増進を支えるため、栄養・食生活の面から都民の健康づくりを支援していく。

(3)-2 高齢者福祉施設の感染症対応力の向上に向けた地域づくり

① 背景

保健所では、感染症の集団発生への対応として、感染症が発生した施設等を訪問し現地調査及び助言を行っている。

新型コロナウイルス感染症の流行期、施設の中でも特に高齢者福祉施設において集団感染が繰り返し起こる場面が散見された。特別養護老人ホーム等の入所系の高齢者福祉施設は、要介護高齢者の生活の場であり、コロナに限らず、感染症が持ち込まれると施設内で感染が拡大しやすい傾向がある。感染症が拡大すると入浴や集合での食事、レクリエーション等を止めざるを得ず、入所者のADL（日常生活動作）やQOL（生活の質）の低下につながることも明らかとなり、高齢者福祉施設の感染症対応力の向上の重要性を認識した。

また、地域の感染症対応力を向上させるには、感染症の専門的な知識を有する地域の感染管理看護師（infection control nurse、以下「ICN」という。）の協力のもと、管内のICNと社会福祉施設等の連携を構築することが必要と考えた。

そこで、高齢者福祉施設の感染症対応力の向上に向けた地域づくりを目指し、本事業を令和5年度から2か年計画で実施することとした。

② 事業の目標

- ア 高齢者福祉施設において感染症対応力が向上し、集団感染を繰り返さないようになる。
- イ 高齢者福祉施設が、保健所やICNの協力を得ながら、施設間で相談等を活発に行い、感染対策について地域で取組むことができるようになる。

③ 事業の内容

【計画全体の概要】

高齢者福祉施設の職員向け研修として研修等を複数回実施する。研修実施にあたっては、市高齢福祉主管課の参加を促し、意見交換を取り入れる等、地域づくりの視点を織り交ぜる。計画2年目には、高齢者福祉施設で発生した集団感染等の、感染症対応事例集を作成する。作成に当たっては、地域のICNや感染対策専門家等の助言を得て、市担当者及び施設職員と協働して行う。

【令和5年度の実施内容】

- ・高齢福祉施設向け研修会及び意見交換会の開催
- ・シンポジウムの開催
- ・チェックリストの作成と普及啓発

④ 評価

研修は、令和4年度及び令和5年度に抽出した高齢者福祉施設の感染対策における課題に対応した目標を設定し、4回シリーズとして学べるよう工夫した。さらに毎回意見交換の場を設定したことで、施設同士の横のつながりや地域のICNとの顔の見える関係を築くことができ、参加者の満足度も高く好評を得た。

また、高齢者福祉施設の施設長向け及び職員向けのチェックリストを作成し、高齢者福祉施設に提供した。管内に所在する特別養護老人ホーム38施設中30施設がチェックリストを活用し、使用後のアンケート結果で、自施設の感染対策の評価、職員の感染対策の習得に向けてのツールとし

て有効活用されていること、継続的に使用することの意義などが見えてきた。

高齢者福祉施設は、コロナ禍を３年超に渡り経験し、感染対策に慣れてきたことや経験の積み重ね、また研修への参加により、現在では慌てずに適切に対応できる施設が増えてきた。今現在、実施している感染対策が継続できるよう、また、特別養護老人ホーム以外の高齢者福祉施設等を含め地域全体で感染対策が充実するよう働きかけていくことが今後の課題であり、令和６年度も事業を継続し、課題の解決に取り組む。

6 市町村等連絡調整

平成 16 年 4 月の保健所再編整備に伴い、管内 6 市の支援等に関する事務を担っている。

(1) 保健医療政策区市町村包括補助事業に関すること

① 制度の変遷

多摩地域及び島しょ地域の保健医療施策を総合的に向上させることを目的として、平成 16 年度から、財政支援として「市町村地域保健サービス推進事業」が創設された。その後、三位一体改革による税源移譲等地方分権の動きが進む中、平成 19 年度に、従来から実施していた各分野の個別補助事業を整理・統合した「福祉保健区市町村包括補助事業」が創設され、さらに平成 21 年度から、子供家庭支援包括、高齢社会対策包括、障害者施策推進包括、地域福祉推進包括、医療保健政策包括事業の分野別包括事業として再構築された。「医療保健政策区市町村包括補助事業」は、旧「市町村地域保健サービス推進事業」に旧「初期救急事業」を合わせたものとなっている。なお、令和 5 年の福祉局と保健医療局の組織改正に伴い、「保健医療政策区市町村包括補助事業」へ補助事業名が変更された。

② 制度の概要

この補助制度は、身近な地域保健サービスの推進主体である区市町村が自主的・主体的に事業を展開できるよう支援するものである。補助メニュー（実施要綱中に規定した事業）の中から地域の実情に応じた事業を選択する「包括的補助方式」を導入している。補助対象事業は、先駆的事业・選択事業・一般事業に区分され、各事業の補助率は、先駆的事业は 10 分の 10、選択事業は 2 分の 1、一般事業はポイント制となっている。

③ 補助対象事業

- ア 先駆的事业 保健医療分野の新たな課題に取り組む試行的事業で、都が例示するもののほか、区市町村の創意工夫によるもの。
- イ 選択事業 都が目指す保健医療政策の実現を図るために列挙する事業から、区市町村が選択して実施するもの。また、区市町村が地域の特性を踏まえ、保健医療分野において独自に企画して実施するもの。
- ウ 一般事業 市町村が地域の特性に応じて自主的に取り組む次の事業
 - (ア) 初期救急事業 (イ) 保健医療サービスの充実に資する事業

〔表6－1〕保健医療政策区市町村包括補助事業実績(令和 5 年度)

市 町 村 名	先駆的事业	選択事業	一般事業	計
武 蔵 野 市	1	13	2	16
三 鷹 市	－	13	4	17
府 中 市	－	19	2	21
調 布 市	1	23	3	27
小 金 井 市	－	20	3	23
狛 江 市	－	13	3	16
計	2	101	17	120

(2) 市の地域保健医療に係る計画の策定支援に関すること

圏域各市の各種委員会、協議会等への職員の派遣調整

(3) 地域保健医療に係る市への支援に関すること

各連絡会、訪問等により、各種事業の取組や課題などについて情報共有・情報交換等を行っている。各市からの問合せや相談等に、関連する最新情報の提供等、迅速な対応に努めている。

〔表6－2〕管内6市との会議等の実施状況

会 議 名	実施回数	内 容
地域保健連絡会	4	管内6市の保健衛生主管課長等との情報交換

7 健康危機管理

感染症、食中毒、毒物劇物、飲料水、医薬品その他何らかの原因により生じる都民の生命と健康の安全を脅かす健康危機が発生した場合に、迅速かつ適切な対応により健康被害の拡大を防止するため、平時より関係機関との連携構築を図っている。

(1) 新型コロナウイルス感染症対応

令和元年12月、中華人民共和国の湖北省武漢市で肺炎患者の集団発生が報告され、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染は世界に拡大した。新型コロナは、国内では令和2年2月の指定感染症への指定、令和3年2月の新型インフルエンザ等感染症への変更を経て、令和5年5月に5類感染症へ位置付けられた。

保健所は、新型コロナの5類感染症への円滑な移行等を目的として、保健所及び圏域各市並びに関係医療機関による連絡会を開催し、新型コロナ及びその他感染症への取組内容等について情報交換を行い、相互の連携強化を図った。

(2) 健康危機管理対策

① 背景

都は、原因ごとの個別マニュアル等では対応できない原因不明の健康危機の発生に備え、平成11年に「東京都衛生局健康危機管理対策基本方針」、平成12年に「健康危機管理マニュアル」（平成25年3月改定）を作成するとともに、平成13年9月にアメリカで起きたテロ事件を契機に、平成16年3月に「東京都NBC災害対処マニュアル」を作成した。

令和2年以降、新型コロナの全国的な感染拡大に伴う対応に当たっては、感染拡大のたびに各保健所の業務がひっ迫したこと等の課題が生じた。こうした課題を踏まえ、令和4年12月に感染症法及び地域保健法が改正され、都道府県等の感染症予防計画に保健所体制についての項目を設けること等の措置が講じられた。令和5年3月に「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）」が改正され、都道府県における感染症予防計画等を踏まえ、各保健所において健康危機対処計画を策定することとされた。

② 取組

ア 北多摩南部健康危機管理対策協議会

北多摩南部保健医療圏では、平常時から関係機関と連携し、危機発生時に速やかに対応できる体制を構築するため、平成16年度に「北多摩南部健康危機管理対策協議会」を設置した。住民や地域に健康被害が及ぶ恐れがある様々な健康危機を未然に防止すること、さらに、発生した場合に権限と責任の異なる関係団体が連携して被害を最小限に食い止めることを目的に、「北多摩南部健康危機管理計画」（平成17年3月）及び「健康危機管理マニュアル」（平成14年11月）を平成19年3月に改訂した。

なお、本協議会は平成25年度から、「北多摩南部新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議会」を兼ねて、開催・運営している。

イ 多摩府中保健所健康危機対処計画（感染症編）

令和6年3月に改正された東京都感染症予防計画（以下「予防計画」という。）では、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、地域における感染症情報の収集・分析、

関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進することとされている。また、感染症の発生時には、疫学調査による原因究明や防疫措置の実施等により感染拡大防止を図るとともに、状況に応じた住民への情報提供、保健指導を行い、住民からの相談に幅広く応じるなど、地域における感染症危機管理の拠点として総合的に対応することとされている。

こうした予防計画における保健所の役割を担うため、地域の特性や実情を踏まえて、新型コロナ対応の実績等を踏まえ、新興感染症発生時の速やかな有事体制への切り替えや体制構築のための人材確保・育成、関係機関との連携等を盛り込んだ「多摩府中保健所健康危機対処計画（感染症編）」を令和6年3月に策定した。

(3) 新型インフルエンザ等対策

① 背景

平成25年4月に、行動計画の策定や緊急事態における行政の措置等を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）が施行され、同年6月、特措法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）が策定された。

都は、既に策定してきた「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」（平成17年2月）、「新型インフルエンザ対応マニュアル」（平成19年3月）及び「都政のBCP（新型インフルエンザ編）」（平成22年3月）を一本化し、特措法第7条に基づき、平成25年11月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）を策定した。平成28年8月に策定された「東京都新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン」（以下「都ガイドライン」という。）は、平成23年4月策定の「新型インフルエンザ保健医療体制ガイドライン」をベースとしながらも、都行動計画及び国ガイドラインを踏まえ、保健医療に関する具体的な取組が規定されており、直近では、国の備蓄方針の見直しに伴い令和5年3月に改定された。

② 取組

ア 北多摩南部新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議会

北多摩南部保健医療圏では、新型インフルエンザ等の大流行に際し、健康被害を最小限に抑えるために、地域医療体制の整備を促進することを目的として、平成20年度に市、感染症指定医療機関、地区医師会、その他関係機関による「北多摩南部新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議会」を設置した。

平成21年4月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応においては、本協議会を活用し、圏域各市や関係機関等との緊密な連携により対策に取り組んだ。

コロナ禍においては、令和4年度までは、新型コロナに係る関係機関との連絡会を定期的に実施していたが、新型コロナの5類感染症への移行を見据え、新型インフルエンザ等発生時における円滑な連携及び情報共有等を促進することを目的に、令和5年3月に「北多摩南部新型インフルエンザ等感染症に係る連絡会」を設置した。

イ 多摩府中ブロックにおける新型インフルエンザ等感染症地域医療確保計画

平成23年4月に策定された「新型インフルエンザ保健医療体制ガイドライン」を踏まえ、平成24年3月に多摩府中ブロック（北多摩南部保健医療圏の6市により構成されるブロック）における「新型インフルエンザ等感染症地域医療確保計画」（以下「医療確保計画」という。）を策定

し、新型インフルエンザ発生時の地域医療体制の整備に向け、基本的な方向性を示した。その後、都ガイドライン策定等の動きを受け、平成 29 年 2 月に多摩府中ブロックにおける医療確保計画を改定した。

〔表7〕 健康危機管理対策等 実施状況

項 目	実施回数	内 容
防護服着脱訓練	4	防護服着脱実技訓練 対象:保健所職員(参加人数 39 名)
北多摩南部新型インフルエンザ等感染症に係る連絡会	3	管内6市の医師会・関係医療機関・市との情報交換
北多摩南部健康危機管理対策協議会 (兼 北多摩南部新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議会)	1	・「多摩府中保健所健康危機対処計画(感染症編)」について

8 補助金審査

保健所では、市町村が実施する各種保健事業に対する補助金等事務の窓口として、書類受理、審査、副申等の事務を行っている。

この事務を通して得られる地域の保健情報を活用して、地域の保健サービス水準の一層の向上を図るための支援を行い、市町村と保健所との連携の強化を目指している。

令和 5 年度に審査事務を行った補助金は以下のとおりである。

〔表8－1〕 補助金審査状況

補 助 金 等	件数	申 請 者
健康増進法等による健康増進事業に係る都補助金 (法定事業)	6	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市
予防接種健康被害者救済措置都負担金等	4	武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市
小児初期救急平日夜間診療事業補助金	3	三鷹市、調布市、狛江市

9 受動喫煙防止対策

受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等、様々な疾患と関連することが明らかとなっている。自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、令和2年4月1日、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行された。

(1) 普及啓発

受動喫煙防止対策や改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に関して、以下のとおり普及啓発を行った。

〔表9－1〕普及啓発の取組状況（令和5年度）

啓発機会	内 容
事業者周知	・保健所許可申請時等に個別周知 ・保健所窓口において、標識シールを希望者に配布 ・啓発ちらしを作成し、保健所所管事業者に対して随時配布 ・飲食店の標識掲示確認を実施(1,404 件) ・受動喫煙防止対策普及啓発用ウェットティッシュを作成
都民向け広報	・保健所1階にある大型モニターで動画放映 ・保健所ホームページにたばこ健康についての記事掲載

(2) 相談等の対応

受動喫煙防止対策について、相談に対応するほか、通報や情報提供等に対し、助言・指導を行っている。

〔表9－2〕相談件数

年度	総数	
		（再掲）通報等件数
令和5年度	89	40

(3) 喫煙可能室設置施設の届出

従業員のいない既存特定飲食提供施設からの、喫煙可能室設置に関する届出受理を行っている。

〔表9－3〕喫煙可能室設置施設の届出受理件数

年度	総数	内 訳					
		武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市
令和5年度	11	3	－	－	4	4	－